

○大洗町立小中学校指定校変更及び区域外就学取扱要綱

(平成 21 年 9 月 24 日教育委員会告示第 5 号)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、学校教育法施行令(昭和 28 年政令第 340 号。以下「政令」という。)第 5 条第 2 項又は第 6 条の規定により教育委員会が指定した小学校若しくは中学校を変更する場合又は区域外就学する場合の基準及びその手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において「指定校変更」とは、政令第 8 条の規定により町内で通学区域外の小学校又は中学校に就学することをいう。

2 この要綱において「区域外就学」とは、政令第 9 条の規定により町外から町内の小学校又は中学校に就学することをいう。

(指定校変更及び区域外就学の許可基準)

第 3 条 教育委員会は、児童若しくは生徒又はその保護者が別表に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、指定校変更又は区域外就学を許可することができる。

(指定校変更の手続)

第 4 条 指定校変更の申請をしようとする児童又は生徒の保護者は、指定校変更許可申請書(様式第 1 号)を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、指定校変更が相当と認める場合は、指定校変更許可通知書(様式第 2 号)により、指定変更前の小学校又は中学校の校長並びに指定変更後の小学校又は中学校の校長及び保護者に通知するものとする。

(区域外就学の手続)

第 5 条 区域外就学させようとする児童又は生徒の保護者は、区域外就学許可申請書(様式第 3 号)を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、区域外就学が相当と認める場合は、政令第 9 条第 2 項の規定により、児童又は生徒の住所の存する市町村の教育委員会に区域外就学協議書(様式第 4 号)により協議するものとする。

3 教育委員会は、前項の協議について承諾を得たときは、区域外就学許可通知書(様式第 5 号)により区域外就学させる小学校又は中学校の校長及び保護者に通知するものとする。

(許可の取り消し)

第 6 条 教育委員会は、指定校変更等の許可後において、申請の事実と異なった事実が発生した場合は、許可を取り消すことができる。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 21 年 9 月 24 日から施行する。

別表(第 3 条関係)

区分	許可基準	対象学年	許可期間	添付書類
身体的な事情	身体的な理由により指定校への就学が困難な場合	全学年	卒業まで	診断書等
	指定校に当該児童生徒の障害に応じた特別支援学級がない場合	全学年	卒業まで	
居住地の事情	通学区域外に転居（転出）したが、引き続き従前の学校に就学を希望する場合	全学年	申請期間	
	住宅の新築等で概ね 6 カ月以内に転居（転入）することが明らかで、転居予定地の学校へ就学を希望する場合	全学年	事由解消まで	建築確認書・売買契約書等
家庭の事情	保護者の就労等で帰宅時に保護監督者不在のため、預かり先所在地の指定校に就学を希望する場合	小学校 全学年	小学校卒業まで	児童預かり確認書・勤務証明書
	指定校変更等の許可を受けた兄弟と同じ指定校への就学を希望する場合	小・中学校 入学時	卒業まで	
教育的配慮	小学校の指定校変更等をした者が、同一学区の中学校への就学を希望する場合	中学校 入学時	卒業まで	
	いじめ、不登校等により、指定校への就学が困難な場合	全学年	卒業まで	
	継続して行っているスポーツ活動（部活動）が指定校にない場合	中学校 入学時	卒業まで	

	負債, DV 等により, 住所移 転の手續ができない場合	全学年	事由解消まで	
その他	その他やむを得ない事情が あると教育委員会が認めた 場合	全学年	教育委員会が適 当と認める期間	

様式第 1 号 (第 4 条関係)

指定校変更許可申請書

様式第 2 号 (第 4 条関係)

指定校変更許可通知書

様式第 3 号 (第 5 条関係)

区域外就学許可申請書

様式第 4 号 (第 5 条関係)

区域外就学協議書

様式第 5 号 (第 5 条関係)

区域外就学許可通知書